

男女共同参画基本計画改定に当たっての 基本的な考え方（ポイント）

男女共同参画会議

①政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・2020年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待し、各分野の取組を推進。
- ・各分野で積極的改善措置に自主的に取り組むことを奨励。
- ・国家公務員1種事務系の女性採用割合の目標設定＝2010年度頃までに30%程度を目安

②女性のチャレンジ支援

- ・チャレンジ支援策を推進し、情報提供のワンストップ・サービス化。
- ・一旦家庭に入った女性の再チャレンジ（再就職、起業等）支援策を充実。
- ・育児等を理由に退職した者の再就職先として正社員も含めて門戸が広がるよう企業の取組を促す。

③男女雇用機会均等の推進

- ・雇用分野において実質的な男女の均等を確保するための方策についての検討を進め、更なる男女雇用機会均等を推進。

④仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し

- ・仕事と家庭・地域生活の両立支援策を推進するため、男性も含めた働き方の見直しを大幅かつ具体的に推進。
- ・短時間正社員など質の高い多様な働き方を普及。特に、公務員について短時間勤務制度の導入を早期検討。
- ・短時間労働者への厚生年金の適用の在り方について検討。

⑤新たな分野への取組

- ・新たな取組を必要とする分野（科学技術、防災・災害復興、地域おこし・まちづくり・観光、環境）における男女共同参画を推進。
- ・女性研究者の採用等拡大、育児等との両立支援。
- ・男女のニーズの違いを考慮した防災対策。
- ・女性が参画した地域づくりの優良事例の普及。
- ・環境保全分野での女性の参画を拡大。

⑥男女の性差に応じた的確な医療の推進

- ・医療関係者及び国民に男女の性差に応じた的確な医療についての知識の普及を図る。

⑦男性にとっての男女共同参画社会

- ・男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報活動を推進。

⑧男女平等を推進する教育・学習の充実

- ・2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消。

○女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・被害者の保護や支援等の施策の推進。
- ・女性に対する暴力の予防のための対策の推進。

◆あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施

取りまとめに当たっての考え方

1. 男女共同参画基本計画（現行計画）

- ・男女共同参画社会基本法に基づき平成12年12月に閣議決定された、男女共同参画に係る初めての法定計画
- ・第1部：基本法制定までの経緯、計画の基本的考え方と構成
- ・第2部：11の重点目標それぞれにつき「施策の基本的方向」（平成22年まで）、「具体的施策」（平成17年度末まで）を記述
- ・第3部：施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な方策

2. 現行計画策定後の主な取組

- ・内閣府に男女共同参画会議、男女共同参画局設置（平成13年）
- ・男女共同参画会議の主な活動
 - ①男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針等の調査審議
 - ②男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視
 - ③政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響の調査

3. 現行計画策定後の状況変化

- (1) 長期にわたった経済活動の低迷と雇用環境の悪化が女性に及ぼした影響
- (2) グローバル化の進展
- (3) 情報化・知的価値重視・文化の魅力
- (4) 少子・高齢化と家族形態の変化
- (5) 地域社会の変化等

4. 構 成

- I：現行計画の内容及びその後の状況を概観しながら、基本法の基本理念を踏まえ、基本的な考え方を示す
- II：「現行計画の達成状況・評価」、「施策の基本的方向」（平成32年（2020年）まで）、主な「具体的な取組」（平成22年（2010年）度末まで）
- III：男女共同参画社会形成のための推進体制の整備・強化

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(目標) あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。

(1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の基本的方向

平成15年の「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との男女共同参画推進本部決定に従い、国の政策・方針決定過程への女性の参画を進める。国の審議会等の女性委員割合の向上に引き続き取り組むとともに、女性国家公務員の採用・登用等を促進する。

主な具体的取組

- ・国の審議会等委員への女性の参画の拡大について、新たな目標設定を検討する。
- ・「2020年30%」に向けて計画的に取組を進め、定期的にフォローアップを行う。
- ・常勤の国家公務員の短時間勤務制度の導入について早期に検討する。

● 国の審議会等委員に占める女性の割合

	12年	13年	14年	15年	16年
比率(%)	20.9	24.7	25.0	26.8	28.2

● 国家公務員1種採用者に占める女性の割合 (%)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
	16.0	15.6	15.9	16.4	19.4

● 女性国家公務員の登用状況 (%)

	12年度	13年度	14年度	15年度
9～11級(本省課長・準課長級)	1.4	1.5	1.4	1.6
指定職	0.4	0.7	0.8	0.8

(2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請

施策の基本的方向

地方公共団体における、審議会等委員や公務員への女性の登用の促進のため、更なる推進のための支援・協力要請を行う。

主な具体的取組

- ・都道府県等における審議会等の女性の参画について調査、情報提供を行う。
- ・女性地方公務員の採用、登用等の拡大について要請、情報提供を行う。

● 都道府県・政令指定都市の審議会等委員に占める女性割合

	12年	13年	14年	15年	16年
比率(%)	20.5	22.8	24.9	26.2	28.1

● 地方公務員採用試験合格者に占める女性割合 (%)

	12年度	13年度	14年度	15年度
都道府県	25.7	23.0	23.4	22.3
市区	51.3	52.9	51.2	50.8

● 都道府県・政令指定都市における管理職の女性割合 (%)

	12年	13年	14年	15年	16年
都道府県	4.1	4.3	4.5	4.8	4.9
政令指定都市	4.9	5.4	5.9	6.3	6.4

(3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援

施策の基本的方向

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について広く協力要請を行う。また、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)に自主的に取り組むことを奨励する。

主な具体的取組

- ・各分野における自主的な行動計画の策定について協力要請、支援を行う。
- ・企業、労働組合、経営者団体、教育・研究機関等各種団体等へ協力を要請する。

● 管理的職業従事者に占める女性割合 (%)

12年	13年	14年	15年	16年
9.2	8.9	9.6	9.7	10.1

● 研究者に占める女性割合 (%)

12年	13年	14年	15年	16年
10.6	10.9	10.7	11.2	11.6

(4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供

施策の基本的方向

女性の参画に関し定期的に調査・分析を行うとともに、積極的改善措置について、実効性ある措置の具体化を検討、推進する。女性の人材に関する情報提供を実施する。政策・方針決定過程の透明性を確保する。

主な具体的取組

- ・女性の政策・方針決定過程への参画状況の調査、情報提供を行う。
- ・積極的改善措置について実効性ある具体的な措置のモデルの開発を進め、成果の普及に努める。

2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

(目標) 社会制度・慣行が男女に与える直接的・間接的な影響を検討し、様々な社会制度・慣行の見直しについて男女共同参画の視点に立つて行う。

(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施策の基本的方向

政府の施策及び社会制度・慣行が男女に実質的にどのような影響を与えるかなど、男女共同参画社会の形成に与える影響についての調査を更に進める。また、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くよう、社会制度・慣行について個人単位の考え方に改めるなど必要に応じて見直しを行う。

主な具体的取組

- ・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査を内閣府及び各省庁において実施する。
- ・国民意識の動向を把握しつつ、再婚禁止期間の短縮等を含む制度改正とあわせ、選択的夫婦別氏制度について、国民の理解が深まるよう努める。
- ・税制については、個人のライフスタイルに中立的な仕組みとしていくことが重要。
- ・短時間労働者への厚生年金の適用の拡大について積極的に検討を進める。

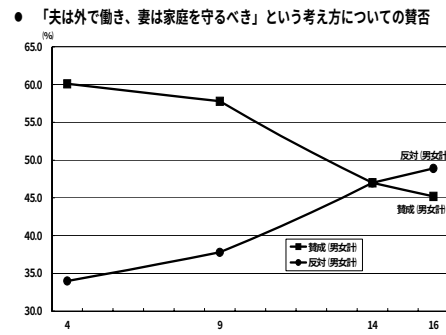
(2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

施策の基本的方向

男女共同参画に関する認識を深め、「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)に敏感な視点を定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する。その際、男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動を展開する。地方公共団体、NGO、経済界、マスメディア、教育関係の団体等との連携も図る。

主な具体的取組

- ・男女共同参画の理念や「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)について、わかりやすい広報・啓発活動を進める。
- ・男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動を推進する。



(3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実

施策の基本的方向

法律・制度の理解の促進を図るとともに、政府の施策に対する苦情の処理や人権が侵害された場合の被害者救済の体制を活用し、相談体制の充実を図る。

主な具体的取組

- ・政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や人権擁護機関等の制度を積極的に活用する。

(4) 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供

施策の基本的方向

男女共同参画社会の形成に関する総合的・基本的な課題について、調査研究を進める。統計情報等につき、可能な限り、個人、世帯員、従業者、利用者等の性別データを把握する。育児、介護等の時間の把握に努める。

主な具体的取組

- ・男女共同参画をめぐる国民の意識、苦情の処理等につき、定期的に実態を把握する。
- ・統計情報等について性別データの把握に努める。

3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

(目標) 雇用等の分野において女性が男性と均等な機会を得て、活躍できる状況を実現する。

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

施策の基本的方向

男女雇用機会均等法に基づく積極的な行政指導により男女の均等な機会と待遇の確保の徹底を図る。また、企業におけるポジティブ・アクション促進のための施策等を積極的に展開する。さらに、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の徹底を図る。

主な具体的取組

- ・男女雇用機会均等の更なる推進を図る。
- ・男女間の賃金格差の解消を図る。(平成16年 男性:女性=100:67.6)
- ・企業のポジティブ・アクションの自主的取組を促進する。メンター制度の導入を呼びかける。

(2) 母性健康管理対策の推進

施策の基本的方向

妊娠中及び出産後も継続して働き続ける者が増加しており、これら女性労働者が引き続きその能力を十分に発揮する機会を確保するための環境を整備する。

主な具体的取組

- ・妊娠・出産を理由として雇用管理面で不利益な取扱いを受けることのないようにする。

(3) 女性の能力発揮促進のための援助

施策の基本的方向

女性が能力を十分に発揮できるように能力開発等を積極的に推進する。育児等のために退職した女性の再就職支援の充実を図る。

主な具体的取組

- ・在職中の女性に対する能力開発を支援。
- ・育児等を理由に退職した者の再就職先として正社員も含めて門戸が広がるよう、求人年齢制限の解消を含め、企業等の取組を促す。

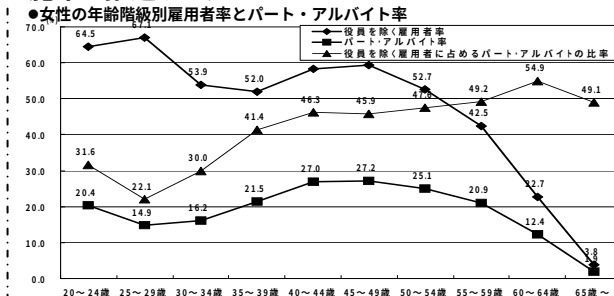
(4) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備

施策の基本的方向

労働者が多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの職務や能力に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることは重要な課題であり、短時間正社員やフレックスタイム制など質の高い雇用形態を普及していく。また、パートタイム労働者の雇用管理の改善については、今後とも必要な法的措置が着実に実行されていくべきという前提の下に、パートタイム労働者に対する通常の労働者との均衡を考慮した処遇の改善等、多様な働き方の雇用の質の向上のための施策を推進する。

主な具体的取組

- ・短時間正社員等の普及を図る。
- ・短時間労働者への厚生年金の適用の在り方について検討を行う必要がある。



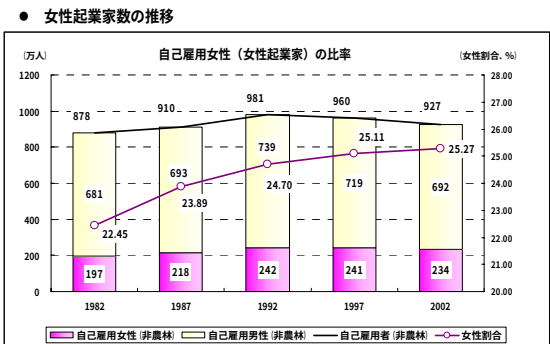
(5) 起業支援等雇用以外の就業環境の整備

施策の基本的方向

女性を含めた起業支援策の充実を図る。また、在宅就業等雇用以外の働き方も多様化が進んでいることから、その就業環境の整備を図る。

主な具体的取組

- ・起業に関する知識や手法に関する情報提供、相談、学習機会の提供のほか、起業後の経営についてのフォロー、助言等の支援の充実を図る。



4. 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

(目標) 持続的な農林水産業の発展と活力ある農山漁村の実現に資するため、女性の社会参画及び経営参画の促進等、農山漁村における男女共同参画の確立に向けた総合的な施策の推進に努める。

(1) あらゆる場における意識と行動の変革

施策の基本的方向

農山漁村の女性の地位の向上に向けた啓発活動等を行うとともに、統計情報等の収集・整備を行う。また、男女を問わず国民一人一人が健全な食生活を実現するための能力を養成する観点からの食育を推進する。

主な具体的取組

- ・林業・漁業を含め、農山漁村の統計情報等について性別データの把握に努める。
- ・男女を問わず国民一人一人が健全な食生活を実現するための能力を養成するため、食料や食生活に関する情報提供等を行う。

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の基本的方向

都道府県における女性の参画目標を踏まえ、市町村・農協等地域段階におけるより具体的な目標設定を加速化する。また、目標の達成に向けたフォローアップの強化等を推進する。さらに、登用後のサポート体制の強化を図る。

主な具体的取組

- ・農協の女性役員、女性の農業委員等の参画目標の設定及びその達成に向けた定期的なフォローアップの強化等を推進する。

- 農業委員会、農協、漁協への女性の参画状況の推移
(単位：人、%)

年 度	12 年	13 年	14 年	15 年
農業委員数	59,254	58,801	58,613	57,875
うち女性	1,081	1,318	2,261	2,369
女性の割合	(1.82)	(2.24)	(3.86)	(4.09)
農協正組合員数	5,240,785	5,202,171	5,149,940	5,098,862
うち女性	746,719	769,748	783,806	787,965
女性の割合	(14.25)	(14.80)	(15.22)	(15.45)
農協役員数	32,003	29,154	26,076	24,786
うち女性	187	213	266	300
女性の割合	(0.58)	(0.73)	(1.02)	(1.21)
漁協正組合員数	275,715	267,381	260,286	252,330
うち女性	15,655	15,289	15,145	15,426
女性の割合	(5.68)	(5.72)	(5.82)	(6.11)
漁協役員数	17,974	17,381	16,401	15,705
うち女性	43	47	49	48
女性の割合	(0.24)	(0.27)	(0.30)	(0.31)

(3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

施策の基本的方向

農林水産業で重要な役割を果たしている女性の経営上の位置付けを明確化する。また、新規参入を含めた農林水産業の経営及びこれに関連する起業活動等への女性の一層の参画のための環境整備を進める。これらを効果的に推進するため、家族経営協定や農業経営の法人化などの具体的な手法の普及拡大・有効活用を図る。

主な具体的取組

- ・家族の話し合いをベースとする家族経営協定の締結の促進、フォローアップ活動の体制整備を進める。
- ・女性の固定資産形成促進のための金融面を含む各種の支援手法の検討等を行う。

- 家族経営協定の締結農家数

販売農家の家族経営協定締結割合 (単位：戸)

	平成 12 年	13	14	15	16	16 年、%	17
北 海 道	3,162	3,178	3,790	3,759	3,887	6.70	4,220
東 北	1,135	1,409	1,776	2,258	2,655	0.67	2,991
関 東	3,535	4,167	5,512	6,873	8,154	1.60	9,225
北 陸	609	743	858	981	1,103	0.62	1,286
東 海	371	436	518	618	748	0.47	865
近 畿	623	825	1,045	1,275	1,396	0.72	1,508
中 四 国	743	907	1,122	1,479	1,837	0.57	2,170
九 州	4,554	5,436	6,773	7,695	8,724	2.75	9,614
沖 縄	45	99	181	213	230	1.15	241
全 国	14,777	17,200	21,575	25,151	28,734	1.33	32,120

(4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

施策の基本的方向

住みやすくいきいきと活動しやすい環境づくりを推進する。特に労働、家事・育児・介護等の負担をより多く担っている女性の負担を軽減するための施策の推進が不可欠。また、農山漁村に関心のある都市の人々が就業・定住しやすい環境づくりを進める。

主な具体的取組

- ・育児や介護との両立を支援するための施設の整備及び各種サービスの充実を図る。
- ・消費者との交流や、商工業、観光業など異業種との連携・ネットワーク化を進める。

(5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

施策の基本的方向

農山漁村における更に高齢化が進行する中、高齢農業者等の経験・知識の活用が必要。また、女性の介護負担を軽減するためのヘルパー制度を始め各般の施策を進める。

主な具体的取組

- ・介護負担軽減に向けた配食サービスの推進等高齢者の生活支援体制整備を進める。

5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(目標) 仕事と家庭生活の両立支援、働き方の見直しを進めるとともに、家庭、地域生活における男女共同参画を進め、両立基盤を整備する。

(1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

施策の基本的方向

仕事と育児・介護等の両立に関する意識啓発を進める。特に男性が家庭生活に積極的に参画することができるような環境整備を進める。また、働き方の見直しを大幅に進め、育児・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備、及び育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備を進める。

主な具体的取組

- ・育児休業を取得しやすい環境を整備するため、育児休業取得中の所得保障を含めた子育て家庭の経済支援の在り方について、財源の問題も含め幅広く検討する。
- ・短時間正社員など公正な処遇が図られた多様な働き方の導入を目指す。
- ・男性の育児休業の取得をはじめとする男性の子育て参加促進を進める。
- ・中小企業に対する育児休業制度の周知徹底を図る。

● 育児休業取得率

	11 年度	14 年度	15 年度
男性	0.42%	0.33%	0.44%
女性	56.4%	64.0%	73.1%

※平成11年度及び14年度は5人以上の事業所、平成15年度は30人以上の企業

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

施策の基本的方向

「少子化社会対策大綱」及び「子ども・子育て応援プラン」におけるすべての親子に対する子育て支援策等に沿って、多様な需要に対応した保育サービスの整備、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実等すべての子育て家庭の支援に努める。

主な具体的取組

- ・「待機児童ゼロ作戦」、多様な保育サービス、放課後児童対策のより一層の充実など、子育て家庭がどこでも必要ときに利用できる保育サービス等を充実する。
- ・母子家庭等の母の生活の安定と自立の促進に向けた取組を積極的に推進する。

● 待機児童数の推移

(単位：人)

	13 年 4 月	14 年 4 月	15 年 4 月	16 年 4 月
待機児童数	21,201	25,447	26,383	24,245
対前年同月比		4,246	936	△ 2,138

(3) 地域社会への男女の共同参画の促進

施策の基本的方向

地域社会への男女の積極的な参画の促進を図る。また、ボランティア、NPOなどによる活動を通じて、各種の地域活動へ男女が共に積極的に参画できる方策の充実を図る。

主な具体的取組

- ・男女の地域活動への参加を促進するための広報・啓発を行う。
- ・ボランティア活動の全国的な展開を推進する。

- ボランティアセンターにおいて把握している地域活動に参加しているボランティア数

12 年	13 年	14 年	15 年
7,120,950 人	7,219,147 人	7,396,617 人	7,791,612 人

6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

(目標) 年齢や障害の有無にかかわらず、男女がいきいきと安心して暮らせる社会を目指す。

(1) 高齢者の社会参画に対する支援

施策の基本的方向

高齢者の社会参画の機会の提供や環境の整備を図る。特に高齢者が長年培った技能、経験等を活用し、高齢者が意欲と能力に応じて働き続けることができる社会を実現するための施策を推進する。

主な具体的取組

- ・高齢者の社会参加に対する男女共同参画の視点に立った支援を促進する。

(2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築

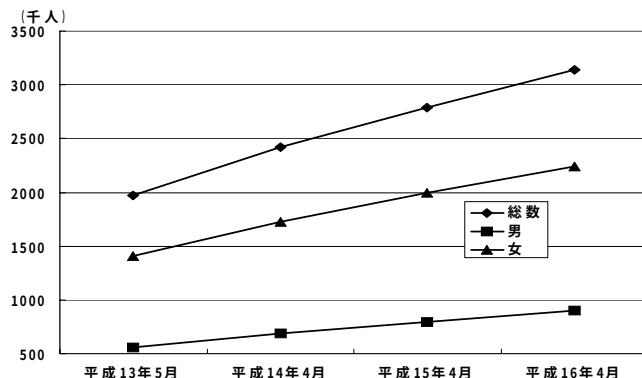
施策の基本的方向

介護の負担を女性に集中することなく、社会全体で支える仕組みとして創設された介護保険制度を着実に実施していく必要がある。また、介護サービス基盤の質・量両面にわたる整備を進めるとともに、高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築を図る。

主な具体的取組

- ・介護保険の給付内容をより効果のあるものに見直す。
- ・多様で柔軟な形態の提供が可能となるような介護サービス体系を確立する。
- ・介護予防を進めるため、新予防給付及び地域支援事業を創設する。

● 介護保険サービスの利用状況（介護サービス受給者数）



(3) 高齢期の所得保障

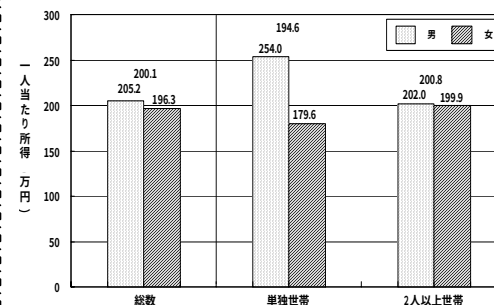
施策の基本的方向

若年期から老後に備える自助努力を支援するとともに、公的年金制度を始めとする各種の制度の維持安定に努める。

主な具体的取組

- ・若年期から教育・雇用・就業・資産形成等における自助努力を支援する。
- ・公的年金制度を始めとする各種施策を推進する。

● 高齢者の性・世帯の家族類型別一人当たり所得（平成12（2000）年の所得）



(4) 障害者の自立した生活の支援

施策の基本的方向

「ノーマライゼーション」の理念に基づいた社会を構築し、「完全参加と平等」の実現を目指す。その際、あらゆる場面で障害のある女性への配慮を重視する。

主な具体的取組

- ・障害のある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、各種施策を推進する。

(5) 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備

施策の基本的方向

社会基盤の整備に当たって、日常的に利用する女性や高齢者、障害者等のニーズが十分に反映されるよう努める。

主な具体的取組

- ・住宅及び公園の整備を含む高齢者及び障害者が自立しやすい社会基盤の整備を推進する。

7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

＜女性に対する暴力に関する施策についての基本的な考え方＞

(目標) 女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

(1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

施策の基本的方向

暴力を予防し、容認しない社会の実現を目指し、広報啓発活動を一層推進する。加害者については、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図り、再犯防止に努める。

主な具体的取組

- ・若者や高齢者を含む国民各界各層に対して広報啓発を行う。
- ・女性に対する暴力を助長するおそれのあるわいせつな雑誌、コンピューターソフト等について、法令に基づいた厳正な取締りに努めるほか、業界による自主規制等の取組を促す。
- ・女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点からの予防啓発プログラムの作成及びそれを用いた予防のための取組を進める。

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

施策の基本的方向

配偶者暴力防止法を踏まえ、保護命令制度の適切な運用や被害者の自立支援等の施策を進める。また、配偶者からの暴力は児童虐待と関連が深いことにも留意する。

主な具体的取組

- ・配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のための施策を積極的に推進する。

(3) 性犯罪への対策の推進

施策の基本的方向

加害者の責任を厳正に追及するとともに、被害者が安心して被害を届け出ることができる環境づくり等の性犯罪の潜在化防止に向けた施策を推進する。被害者が心理的外傷等心身に深い傷を負っていること等に十分配慮し、その被害を回復するための施策の充実に努める。

主な具体的取組

- ・関係省庁間で性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有し、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進めるなど、総合的な性犯罪者の再犯防止対策を進める。
- ・加害者について、矯正処遇や社会内処遇の充実・強化を図るとともに、教育プログラムの受講の義務付けやそのための体制等について研究・検討する。
- ・盗撮について、加害者を厳正に処罰するための法整備について検討する。

(4) 売買春への対策の推進

施策の基本的方向

国際的動向にも配慮しつつ、関係法令の厳正な運用を行い、取締りを強化するとともに、売買春の被害からの女性の保護や社会復帰支援のための取組を進める。

主な具体的取組

- ・児童買春の取締りに積極的に取り組む。
- ・性を商品化するような風潮を一掃するため、啓発活動を推進する。

(5) 人身取引への対策の推進

施策の基本的方向

人身取引の防止及び撲滅と被害者の保護のため、刑罰法令の厳正な運用とともに、被害者の保護の観点を重視しつつ、総合的・包括的な対策を推進する。

主な具体的取組

- ・人身取引対策行動計画に沿って、関係施策を積極的に推進する。
- ・改正された刑法及び入管法等の適切な運用に努める。

(6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

施策の基本的方向

企業に対する周知啓発、指導を強化し、心理的なケアを必要とする者からの相談体制の充実を図る。また、大学をはじめ教育機関等においても徹底した防止対策をとる。

主な具体的取組

- ・相談体制の整備や定期的・積極的な研修の実施等につき、企業に対する啓発を行う。
- ・加害者の教職員に対し、懲戒処分も含め厳正な対応を行い、公表について検討する。

(7) ストーカー行為等への対策の推進

施策の基本的方向

関係機関が連携して被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努めるとともに、ストーカー規制法の仕組み等について広報活動を推進する。

主な具体的取組

- ・被害者の立場に立ったより適切かつ適正な支援・相談等に努める。
- ・ストーカー規制法に基づき、配偶者からの暴力の被害者や親族等の保護に努める。

8. 生涯を通じた女性の健康支援

(目標) 女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図る。

(1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進

施策の基本的方向

男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、性差に応じた的確な医療である性差医療を推進する。特に女性については、人生の各ステージに対応した適切な健康の保持増進ができるよう対策の推進を図る。また、スポーツ活動を通じた健康の保持増進を図る。

主な具体的取組

- ・健康問題について、心の悩みも含め安心して相談できる体制づくりを推進する。
- ・女性の生涯を通じた健康保持対策を推進する。
- ・医師、医療関係者及び国民に性差医療についての知識の普及を図る。

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

施策の基本的方向

妊娠・出産期は女性の健康支援にとっての大きな節目であり、安心して安全に子どもを産むことができるよう支援する。また、不妊に悩む男女が多いことから、その対策を推進する。

主な具体的取組

- ・若年層の望まない妊娠の増加などが見られる今日、性と生殖に関して健康であることの重要性について、発達段階に応じて男女ともに正確な知識を持ち、自ら判断して健康管理を行うことができるようにするとともに、自分自身を大切に、相手の心身の健康についても思いやりを持つことが重要である。そのため、学校において心のつながりも重視し、発達段階に応じた適切な性教育を実施していく。なお、学校における性教育については、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえて行うよう学校関係者等に対し周知徹底を図る。さらに、適切な性教育の内容や進め方については、学校関係者、父母、専門家等、現場の意見を踏まえつつ、国において検討を進め事例集を作成・配布するなどの方法により、各教育委員会に周知を図る。
- ・不妊で悩む男女が安心して相談できるようにするとともに、生殖補助医療等に関する正確な情報の提供を行う。

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

施策の基本的方向

HIV／エイズ及び性感染症の予防から治療までの総合的な対策を推進する。薬物乱用対策の強化を図る。また、受動喫煙防止対策を徹底するとともに、健康被害に関する情報提供等対策を推進する。

主な具体的取組

- ・HIV／エイズの総合的な対策を推進する。
- ・性感染症の予防から治療までの対策の強力に推進する。
- ・薬物乱用防止の徹底、喫煙、飲酒の健康被害に関する正確な情報の提供を行う。
- ・職場や公共の場所における受動喫煙防止対策の普及促進を図る。

9. メディアにおける男女共同参画の推進

(目標) メディアにおける女性の人権の尊重を確保し、男女共同参画を推進する。

(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

施策の基本的方向

メディアにおける方針決定過程への女性の参画が促進されるよう、メディアの自主的取組を促す。メディアが自主的に人権を尊重した表現や固定的な性別役割分担にとらわれないものとなるよう表現を行うよう促す。さらに、情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力（メディア・リテラシー）の向上のための支援を積極的に行う。また、女性が情報通信技術を十分活用できるよう支援を行う。

主な具体的取組

- ・メディアにおける方針決定過程への女性の参画の拡大について、各メディアの自主的取組を促す。
- ・メディア全般についての第三者機関の在り方に関し、諸外国の例について研究する。
- ・学校教育、社会教育を通じて、情報を主体的に収集・判断等できる能力の育成に努める。
- ・長期間職場を離れた女性に対し、情報通信技術の習得の機会を広げる。

● 新聞社における女性の割合 (%)

	12年	13年	14年	15年	16年
全従業員に占める女性の割合	9.9	10.0	10.4	10.8	11.0
記者総数に占める女性の割合	10.2	10.6	11.4	11.5	11.7

● 民間放送における女性の割合 (%)

	12年	13年	14年	15年	16年
全従業員に占める女性の割合	20.7	20.9	20.8	20.5	20.7
全役付従業員に占める女性の割合	6.8	7.7	7.9	7.9	8.5

● 日本放送協会（NHK）における女性の割合 (%)

	12年	13年	14年	15年	16年
大卒採用総数に占める女性の割合	20.3	19.9	27.0	26.0	27.2
全従業員に占める女性の割合	9.1	9.5	10.0	10.5	10.7
全管理職・専門職に占める女性の割合	2.4	2.6	2.7	2.9	2.9

(2) 国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進

施策の基本的方向

国の行政機関自らが行う公的広報等における表現が性別に基づく固定観念にとらわれないものとなるよう配慮する。また、この点に関する地方公共団体や民間のメディアにおける自主的取組を奨励する。

主な具体的取組

- ・「公的広報の手引」の国の行政機関、地方公共団体、民間のメディア等に対する周知と普及を図る。
- ・政府広報や各府省の広報において積極的に男女共同参画に関するテーマを取り上げるよう、要請を行う。

10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

(目標) 男女平等を推進する教育・学習の充実、多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実を図る。

(1) 男女平等を推進する教育・学習

施策の基本的方向

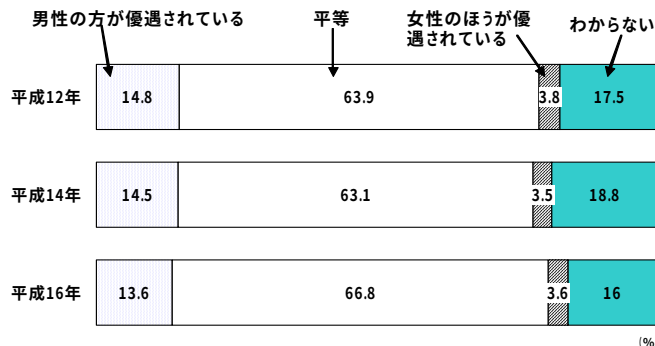
男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。

学校教育においては、発達段階に応じ、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に努める。社会教育においては、男女が生涯を通じて個人の尊厳、男女平等の意識を高めるよう、学習機会の提供に努める。また、これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努める。

主な具体的取組

- ・初等中等教育において、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図る。
- ・男女共同参画社会は男女の生物学的な違いを否定するものであるなどの誤解を払拭するためにも、教育関係者等に対し男女共同参画に対する正確な理解の浸透を図る。
- ・各国立大学法人における女性教員の割合向上などの取組を促す。
- ・高等教育機関において、男女共同参画の正確な理解の浸透を図るため、女性学等を含む男女共同参画社会の形成に資する教育の充実を促す。
- ・社会教育において、プログラムの開発や学級・講座の開設など、男女共同参画の意識を高める学習機会の提供を推進する。
- ・子育て中の親等を対象とした家庭教育に関する学習機会の提供や、子育てに悩みや不安を抱える親に対する相談体制の充実を図る。

● 学校教育の場における男女の地位の平等感



(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

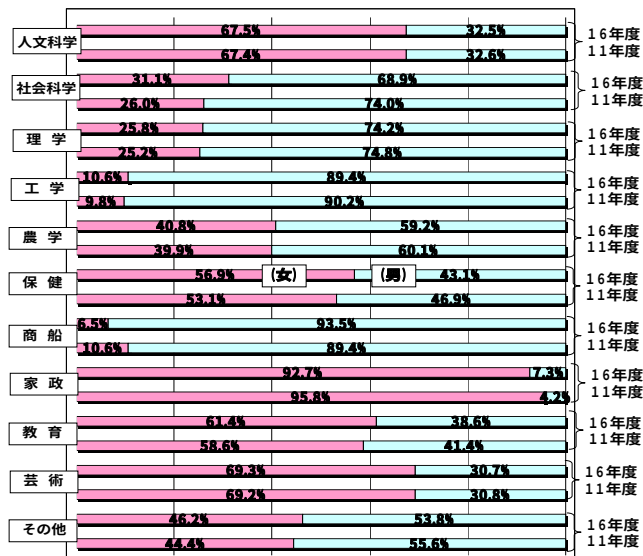
施策の基本的方向

女性の多様化、高度化した学習需要に対応し、女性のエンパワメントに寄与するため、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を一層充実させる。また、男女共同参画の視点を踏まえた進路指導、就職指導に努める。その際、2000年のミレニアム国連総会で合意された、2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消することを達成目標としている「ミレニアム開発目標」の実現に努める。

主な具体的取組

- ・学校教育の修了後社会に出た後に行われるリカレント教育の機会の充実を図る。
- ・結婚・出産等により、職業生活の中断を余儀なくされた女性の再チャレンジのため、職業生活に必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に努める。また、高等教育機関における託児施設の整備等の推進を促す。
- ・女性の進学や進出の割合が低い理工系分野や社会科学分野等も積極的に選択できるよう、進路指導の一層の改善・充実に努める。

● 関係学科別 4 年制大学在学学生数の構成比



1.1. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

(目標) 男女共同参画社会の実現に向けての国際的な取組の成果や経験を国内において積極的にいかす。国連諸機関の諸活動への協力、開発途上国への協力等を通じ、地球社会へ積極的に貢献する。

(1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

施策の基本的方向

女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種の条約や、国連特別総会「女性 2000年会議」において採択された「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」、国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針を社会一般に周知するとともに、積極的に国内に取り入れるよう努める。

主な具体的取組

- ・女子差別撤廃条約の国内実施強化に努める。
- ・女子差別撤廃条約選択議定書の批准の可能性について早期に検討を行う。
- ・女性にかかわりの深い条約のうち未締結のものについて、世界の動向や国内諸制度との関係にも留意しつつ、批准に向けて積極的な対応を図る。
- ・国際規範・基準の国内への更なる浸透を図るための効果的な広報を進める。特に政策・方針決定者、法曹関係者等に対する広報の方策を工夫する。

(2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

施策の基本的方向

「GAD (ジェンダーと開発) イニシアティブ」に基づき、男女共同参画の視点に立って援助政策を策定すること等を通じ、開発途上国のすべての分野におけるジェンダー平等・女性のエンパワメントを目指す取組への支援を強化していく。また、ODAの有効な実施・監視体制を整備する。国際協力に携わる者の「開発とジェンダー」に関する認識の向上を促進する。内外のNGOとの協力、連携を図りつつ取組を進める。

主な具体的取組

- ・「GADイニシアティブ」に基づき、ODAのあらゆる段階においてジェンダーの視点を盛り込むよう努める。
- ・個々の援助案件の実施に当たり、男女共同参画に資するような案件内容にするように努める。
- ・ジェンダー平等に資する案件の発掘及び実施にあたり、「南南協力」も活用する。
- ・国際会議において、男女共同参画を重視する我が国のODA政策を積極的に公表する。
- ・政府とNGOとの連携・協力を推進する。
- ・ODA、軍縮問題等対外政策分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。国際機関等の専門職員、日本政府代表などに女性及び男女共同参画に深い識見を有する者がより多く参画できるように努める。

● 国連・国際機関における男女別・クラス別日本人正規職員数

年	男性		女性	
	D以上	P	D以上	P
2005	43	281	17	301
2004	45	263	14	288
2003	39	253	12	253
2002	45	238	14	224
2001	41	229	13	198
2000	45	224	13	186

注：Pレベル：専門職以上、Dレベル：幹部職員

12. 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

(目標) 科学技術、防災・災害復興、地域おこし、まちづくり、観光、環境の分野において男女共同参画を推進し、各分野の新たな発展を期待する。

(1) 科学技術

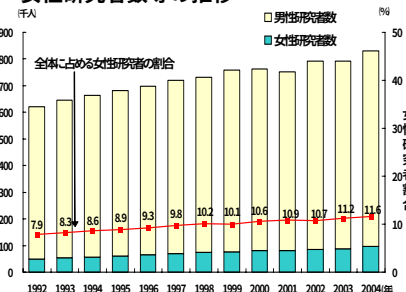
施策の基本的方向

女性研究者の採用機会等の確保及び勤務環境の充実を促進するとともに、科学技術に係る政策・方針決定過程への女性の参画割合を高める。また、理工系分野の人材育成の観点から、女子高校生等のこの分野への進路選択を支援する。

主な具体的取組

- ・科学技術に係る政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。
- ・女性研究者の採用やプロジェクト参加等の機会を確保するとともに、勤務環境の整備等を行う。
- ・研究と出産・育児等の両立支援策に取り組む。
- ・女性若年層の理工系への関心・理解を高める。

・女性研究者数等の推移



(2) 防災・災害復興

施策の基本的方向

災害発生時の経験から、被災時には増大した家庭的責任が女性に集中するなどの問題が明らかになっており、防災・復興対策は、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。これら被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制を確立する。

主な具体的取組

- ・防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。
- ・地方公共団体の災害に関する各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点を踏まえるよう支援を行う。
- ・消防職員・警察官・自衛官等について、防災の現場に女性職員が十分に配置されるよう、採用・登用の段階も含め留意する。
- ・「防災協力イニシアティブ」に基づき、国際的な防災協力を当たっては、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行う。

(3) 地域おこし、まちづくり、観光

施策の基本的方向

地域の文化・産業を男性も女性も参画して新たな視点で見直し、地域おこし、まちづくりを進め、更にはそれを基礎とした観光を通じて国内外の人々との交流を深めることで、地域の活性化、暮らしの改善を実現する。地域おこし、まちづくり、観光に関する男女共同参画を更に推進する。

主な具体的取組

- ・地域おこし、まちづくり、観光に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。
- ・地域おこしに関する自主的学習グループへの支援など、男女の学習機会を増やす。
- ・地域おこし、まちづくり、観光に関する女性の人材育成、男女共同参画についての意識啓発を行う。
- ・女性が参画した地域づくりの優良事例の普及、各地の自主的な取組への支援等を実施する。

(4) 環境

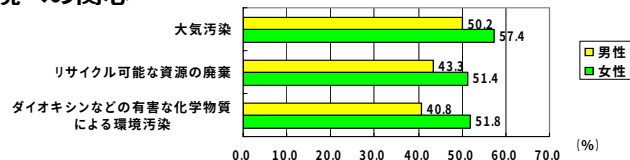
施策の基本的方向

環境保全に関する女性の高い関心、豊かな知識や経験がより広くいかされるよう、女性の地位向上にかかる施策などとあいまって、環境の分野において男女の共同参画を進める。

主な具体的取組

- ・環境保全分野での政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。
- ・環境問題に関する取組について、事業の実施が女性と男性に対してそれぞれどのような影響を与えるかに関して十分配慮する。
- ・「持続可能な開発」の実現に必要な教育への取組と国際協力を積極的に推進する。

● 環境への関心



総合的な取組に向けた計画の推進体制の整備・強化

1. 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化

基本的方向

男女共同参画社会の形成のための取組を総合的かつ効率的に推進するためには、その基盤となる国内本部機構の組織・機能の整備・強化が重要である。中央省庁等改革によって男女共同参画社会の形成の促進のための体制が強化されたが、その機能を最大限に発揮するため、その的確な運用を図る。

主な具体的取組

- (1) 男女共同参画会議の機能発揮
 - 男女共同参画会議の機能発揮
 - 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視
 - 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査
- (2) 総合的な推進体制の整備・強化等
 - 行政職員の研修機会等の充実
 - 男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の機動的開催等
 - 男女共同参画推進本部担当部署の充実等
 - 国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力の強化等
 - 苦情の処理等のための、行政相談委員、人権擁護委員等の積極的活用
 - 男女共同参画関連予算の取りまとめ

2. 国の地方公共団体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

施策の基本的方向

地方公共団体の主体的な取組に対して積極的な支援を行う。また、NPO、NGOの自主性を重んじつつ可能な支援を進める。特に、特定非営利活動促進法（NPO法）において特定非営利活動の一つに位置付けられている男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を行っているNPOとの連携を強化する。

主な具体的取組

- 地方公共団体との連携の強化
- 男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設の充実
- NPO、NGOとの連携の強化
- 男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

3. 女性のチャレンジ支援

施策の基本的方向

女性が政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上へのチャレンジ」、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横へのチャレンジ」、子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」を推進し、女性の新しい発想や多様な能力の活用により、女性が活躍し、男性もゆとりのある生き方を目指す、暮らしの構造改革を実現するための総合的な支援策を講じる。このため、チャレンジしたい女性が必要な情報をいつでもどこでも入手することができるよう、情報提供システムや人的ネットワークを構築する。

主な具体的取組

- 様々な分野において、女性が希望を持って未来にチャレンジできるよう、身近なチャレンジモデルを提示し、一人一人が具体的に自分に合ったチャレンジをイメージし、選択できるようにする。
- いつでも、どこでも、誰でもチャレンジしたいときに、女性がチャレンジできる環境が重要であり、情報の一元化や関係機関のネットワーク化による、ワンストップ・サービス等を提供する環境を構築するための取組を行う。このため、女性センター・男女共同参画センター等がネットワークの拠点施設として、チャレンジ支援策に関する情報提供や相談を行うワンストップ・サービスを提供できるよう、都道府県や拠点施設への支援を行う。
- 人材育成の観点から、女性若年層に対するチャレンジ支援を推進する。また、地域の活性化のため、女性の活躍による地域づくりの好事例の普及等を行う。
- 女性のチャレンジの実態を把握するための指標の開発と普及を行う。